

2025年7月14日

各 位

会 社 名 株式会社ACSL
代表者名 代表取締役 Co-CEO 早川 研介
(コード番号：6232 グロース)
問合せ先 執行役員 経営管理ユニット長 大谷 一将
(TEL. 03-6456-0931)

特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、2025年7月1日に「特別調査委員会設置に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、元代表取締役である鷲谷聡之氏（以下、「元代表取締役」といいます。）による代表取締役の立場を個人的に悪用して、一部業者との間で実態のない不適切な取引を行っていた事実（以下、「本件事案」といいます。）について、特別調査委員会を設置し、客観的かつ独立した立場から調査を進めてまいりました。

今般、同委員会より調査報告書を受領いたしましたので、下記の通りご報告申し上げます。

本件により株主・投資家の皆様、お取引先、従業員をはじめとする関係者の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。当社は、本特別調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、全役職員が一丸となって、信頼回復と再発防止に向けて全力を尽くしてまいります。

記

1. 特別調査委員会の調査結果

特別調査委員会の調査結果につきましては、添付の「調査報告書（公表版）」をご覧ください。なお、同報告書につきましては、個人情報及び機密情報の保護等の観点から、部分的な非開示措置を施しておりますことをご了承ください。

2. 業績への影響について

調査報告書によれば、本件が過年度の業績に影響を及ぼす事実は確認されておらず、過年度の有価証券報告書、四半期報告書及び2025年12月期第1四半期決算短信に影響はございません。また、特別調査委員会による調査において、本件事案に類似する事案（以下「類似事案」といいます。）の有無についても調査を行いましたが、類似事案は確認されませんでした。

本件事案による当社に対する直接的な金銭的影響は1億5,180万円であることが報告書（公表版）27ページに記載されております。本件事案に関連する会計処理については、監査法人とも協議の上、必要な検証を行った上で、2025年12月期第2四半期以降の財務諸表において適切に反映する予定です。なお、2025年12月期第2四半期の決算短信開示及び半期報告書の提出については、当初予定どおり2025年8月14日を目途に開示する予定で準備を進めております。

本件が当事業に与える影響については現在精査を進めており、2025年12月期の通期業績見通しへの影響の有無や金額が判明次第、速やかに開示いたします。

3. 今後の対応について

(1) 再発防止策の策定

特別調査委員会の調査結果において、代表取締役の資質評価及び選任プロセスの公正性の担保、代表取締役による業務執行の透明性確保、契約締結・支出プロセスにおけるガバナンス体制の強化の提言を受けました。当社として調査結果及び提言について真摯に受け止め、その内容について速やかに具体的な手段を講じ、社内体制を改善してまいります。なお、再発防止策が決定した際には、適時に開示してまいります。

(2) 元代表取締役への対応

特別調査委員会の調査結果によれば、元代表取締役は、個人的事情を背景として自己の債務返済に充当すべく、社内の関係者に対して虚偽の説明を行った上、実体のない契約書を多数作成・締結し、当社資金を不正に流出していたことが認められました。

当社は、元代表取締役個人の不正な意図と裁量に基づき実行されたこれら一連の行為が、株主・投資家の皆様、お取引先、従業員をはじめとする関係者の皆様の信頼を著しく毀損する深刻な事態を招いたと受け止めております。当社は、元代表取締役に対して、刑事告訴を含む厳正な法的措置の準備を進めてまいります。

以 上

株式会社 ACSL 御中

調査報告書
公表版

2025年7月14日

株式会社 ACSL
特別調査委員会

目次

第1章	本調査の概要	2
第1	当委員会の設置経緯	2
第2	当委員会の構成	2
1	当委員会の構成	2
2	調査補助者の選任	3
第3	調査の目的及び対象	3
第4	調査対象期間	3
第5	調査期間	3
第6	調査方法	3
1	関係資料の精査	3
2	ヒアリング	3
3	外部業者に対する確認	4
4	デジタル・フォレンジック調査	4
第7	本調査に関する留意事項	4
1	任意調査の限界	4
2	時間的制約及び証拠の散逸による限界	4
3	調査の対象及び目的の範囲	4
第2章	前提となる事実関係	5
第1	ACSLの企業概要	5
第2	ACSLの沿革	5
第3	ACSLの事業内容	6
第4	ACSLの組織	6
第5	ACSLにおけるコーポレートガバナンスの概要	6
1	コーポレートガバナンスに関する各機関の構成及び役割	7
2	内部通報制度の概要	8
第6	本件事案に関連するACSLにおける当時の業務プロセス	9
1	契約締結・変更プロセス	9
2	支払（送金）プロセス	10
第3章	調査結果	11
第1	背景事情	11
第2	判明した鷲谷氏による一連のACSL名義の不正取引の概要	12
第3	ACSL名義の各不正取引の詳細	12
1	B社（類型1）	12
2	C社（類型1）	15
3	D社（類型1）	18
4	E社（類型2）	20
5	R社（類型2）	21
6	O社及びP組合（類型2）	23
7	F社・H社	24
第4章	不正行為による金額的影響	27
第5章	原因分析	28
第1	代表取締役求められるコンプライアンス意識・資質の欠如	28
第2	代表取締役による業務執行のブラックボックス化と社内牽制の形骸化	28

第3	契約締結・支出プロセスにおけるガバナンス体制の脆弱性	29
第6章	再発防止策の提言	31
第1	代表取締役の資質評価と選任プロセスの公正性の担保	31
第2	代表取締役による業務執行の透明性確保	31
第3	契約締結・支出プロセスにおけるガバナンス体制の強化	31

第1章 本調査の概要

第1 当委員会の設置経緯

ACSLの当時取締役CFOであったx氏は、2025年2月から3月にかけて、当時代表取締役CEOであった鷺谷聡之氏（以下「鷺谷氏」という。）が、関係各所やACSLの役職員に対して金銭の借入れを依頼しているとの情報を社内外から得た。x氏は、以前鷺谷氏から借金があるとの相談を受けたことがあったが、既に解決したと聞いていたため、鷺谷氏の行為に不審を抱き、事実関係の確認を目的として、同年4月3日、クロール株式会社（以下「Kroll」という。）に対し、調査の実施を相談した。折しも、同月4日、x氏は、鷺谷氏から、今後1、2週間以内に週刊誌又はウェブメディアにおいて、鷺谷氏に関するネガティブな内容の記事が報道されるとの話を聞いたことから、弁護士にも対応を相談するとともに、Krollに当該情報の真偽を含む事実関係の調査を正式に依頼した（以下「先行調査」という。）。

先行調査の過程において、鷺谷氏は、一身上の都合を理由に、同月30日付けでACSLの代表取締役を辞任した。その後、Krollからの中間報告を通じて、鷺谷氏が個人の借入れの条件又は対価として、ACSL名義の取引を利用し、ACSLの資金を流出させていたとの疑義（以下「本件事案」という。）をACSLは把握した。これを受けて、ACSLは、同年5月14日、本件事案の有無、内容、件数及び金額等の事実関係を調査するため、本件事案の社内調査（以下「社内調査」という。）を開始した。

その後、社内調査が進展し、本件事案の概要が徐々に判明しつつあった中で、鷺谷氏からはACSLに対する被害弁済の申入れが繰り返さされた。しかしながら、設定された支払期限に入金がなされない状況が続き、鷺谷氏から速やかな被害弁済を得ることはもはや困難であり、本件事案によってACSLに損失が発生することが確実視されるに至った。

このような情勢を踏まえ、本件事案及び本件事案に類似する事案（以下「類似事案」という。）につき、客観的かつ公正な立場から調査を行う必要があると判断した。そこで、2025年7月1日開催の取締役会の決議によって、ACSLと利害関係を有さない弁護士及びACSLの監査等委員らにより構成される特別調査委員会として当委員会を設置した。

第2 当委員会の構成

1 当委員会の構成

当委員会は、当委員会による調査（以下「本調査」という。）の専門性・客観性を確保する観点から、下表のとおり、これまでACSLから業務を受任したことがない外部弁護士を委員長とし、ACSLの社外取締役（監査等委員）3名を委員とした。

委員長	西谷 敦	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士
委員	静 健太郎	ACSL社外取締役（独立役員）、監査等委員、公認会計士
委員	香月 由嘉	ACSL社外取締役（独立役員）、監査等委員、弁護士
委員	島津 忠美	ACSL社外取締役（独立役員）、監査等委員

2 調査補助者の選任

当委員会は、ACSL と利害関係のない、以下の外部専門家を調査補助者として選任した。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

弁護士 中原 隆雅 弁護士 高田 将寛 弁護士 清水 愛衣加
弁護士 高橋 将希 弁護士 中川 佳直 弁護士 石川 雅人
弁護士 北田 拓生 弁護士 中野 健登 弁護士 石井 南帆

第3 調査の目的及び対象

当委員会は、ACSL との間で、以下の事項を本調査の目的及び対象とすることに合意した。

- ① 本件事案に係る事実関係の解明
- ② 類似事案に係る事実関係の解明
- ③ ①及び②で判明した本件事案及び類似事案の原因等の分析及び再発防止策の提言

第4 調査対象期間

本調査の調査対象期間は、2023年1月1日から2025年4月30日までである。

第5 調査期間

本調査の調査期間は、2025年7月1日から2025年7月14日までである。

第6 調査方法

1 関係資料の精査

当委員会は、本調査の対象とした ACSL の各種規程類、契約書類、業務に関するデータ、重要な会議体の議事録、内部通報制度・通報実績並びに内部監査に関する資料等を、同社を通じて入手し、精査を実施した。

また、当委員会は、鷺谷氏から、本件事案に関連する資料、契約書類、出入金明細、メール等の写し等を直接入手し、精査した。

2 ヒアリング

当委員会は、社内調査におけるヒアリング結果を引き継いだ上で、鷺谷氏及び ACSL の役職員 4 人に対するヒアリングを実施した。ヒアリングは、会議室において対面で行う方法、又は Web 会議の方法により実施した。また、当委員会は、社内調査において実施したヒアリングの議事録を入手して内容を慎重に吟味し、必要に応じて本調査に活用した。

3 外部業者に対する確認

当委員会は、ACSL の取引業者のうち、ACSL との取引内容、取引金額等の諸事情を考慮して選定した 24 社に対し、ACSL との間に不正な取引等はないか等の質問を記載した確認状を送付し、全社から回答を得た。

また、当委員会は、上記 24 社のうち、先行調査及び社内調査の過程で ACSL と疑義のある取引を行っている疑いが生じた一部の取引業者について、ヒアリングを実施した。具体的には、D 社については対面での面談、F 社については Web 会議による面談、B 社については電話による面談を実施し、各社の担当者から直接説明を聴取した。

4 デジタル・フォレンジック調査

Kroll は、先行調査の一環として、鷲谷氏が使用していた ACSL のアカウントに紐づく Outlook メール、Microsoft ドキュメント、Teams チャット履歴のデータを保全し、ドキュメントレビュープラットフォームを用いて、キーワード検索を行い、特定されたファイルの分析を実施していた。当委員会は、かかるデジタル・フォレンジック調査の手続及び結果を吟味し、そこで得られた資料を本調査に活用することとした。また、当委員会は、独自に検索キーワードを設定し、Kroll に対し、保全したデータのドキュメントレビューを依頼し、その成果の提供を受けて分析を行った。

第 7 本調査に関する留意事項

1 任意調査の限界

当委員会の調査は、法令上の強制的な権限に基づくものではなく、あくまで鷲谷氏、ACSL の役職員及び取引業者の任意の協力に基づいて実施されたものである。仮に関係当局が法令上の権限に基づいて調査を行った場合には、本調査で確認された事実関係とは異なる事実関係が明らかとなる可能性がある。

2 時間的制約及び証拠の散逸による限界

当委員会は、上記調査の目的に照らし、ACSL との間で調査期間について合意し、時間的制約がある中で調査を実施した。そのため、ACSL から提供を受けた関係資料の精査については、原則として関係資料の作成名義が真正であることを前提として依拠せざるを得ない点や、過去の古い資料・データについて滅失又は破棄・消去されたものがある点において、質的・量的な限界が存在する。当委員会が収集した以外の関係資料等が存在し、あるいは、当委員会がヒアリングを実施できなかった関係者を通じて、これまでのヒアリングで得られた供述等に事実と異なる内容が含まれていることが発覚した場合には、当委員会の調査の事実認定が変更される可能性がある。

3 調査の対象及び目的の範囲

当委員会は、ACSL の事業に対する影響を明らかにする観点から、調査の対象を ACSL 名義で行われた不正取引に限定しており、鷲谷氏の個人的な借入れの全容を明らかにすることを目的とするものではない。

また、当委員会は、ACSLの役職員の法令・契約違反による法的責任の有無を調査するものではなく、本報告書でACSLの役職員が一定の行為をすべきであった（行為をすべきでなかった）と認定する場合であっても、社会通念上の行為規範や期待可能性に基づいた認定を意味するものであり、そうした行為を行ったこと（行わなかったこと）を以て、直ちにACSLの役職員の法令・契約違反を構成するものではない。

第2章 前提となる事実関係

第1 ACSLの企業概要

ACSLの企業概要は下表のとおりである。

会社名	株式会社ACSL (ACSL Ltd.)
資本金	2億1842万5000円 (2025年3月31日現在)
本社所在地	東京都江戸川区臨海町三丁目6番4号
設立	2013年11月1日
従業員数	52人 (2024年12月31日現在)
事業内容	産業用ドローンの製造販売及び自律制御技術を用いた無人化・IoT化に係るソリューションサービスの提供
事業年度	毎年1月1日から12月31日までの年1期

第2 ACSLの沿革

ACSLは、2013年11月に千葉県千葉市において「株式会社自律制御システム研究所」として設立された。同社は、高速通信回線LTE網を利用したドローン遠隔制御を国内で史上初めて成功させ、画像認識（Visual-SLAM）により飛行する「大脳型」自律制御を商用化している。2018年2月には開発、製造拠点を統合し、東京都江東区に移転し、2018年11月には、航空法改正後、国内初の「レベル3」飛行を行っている。

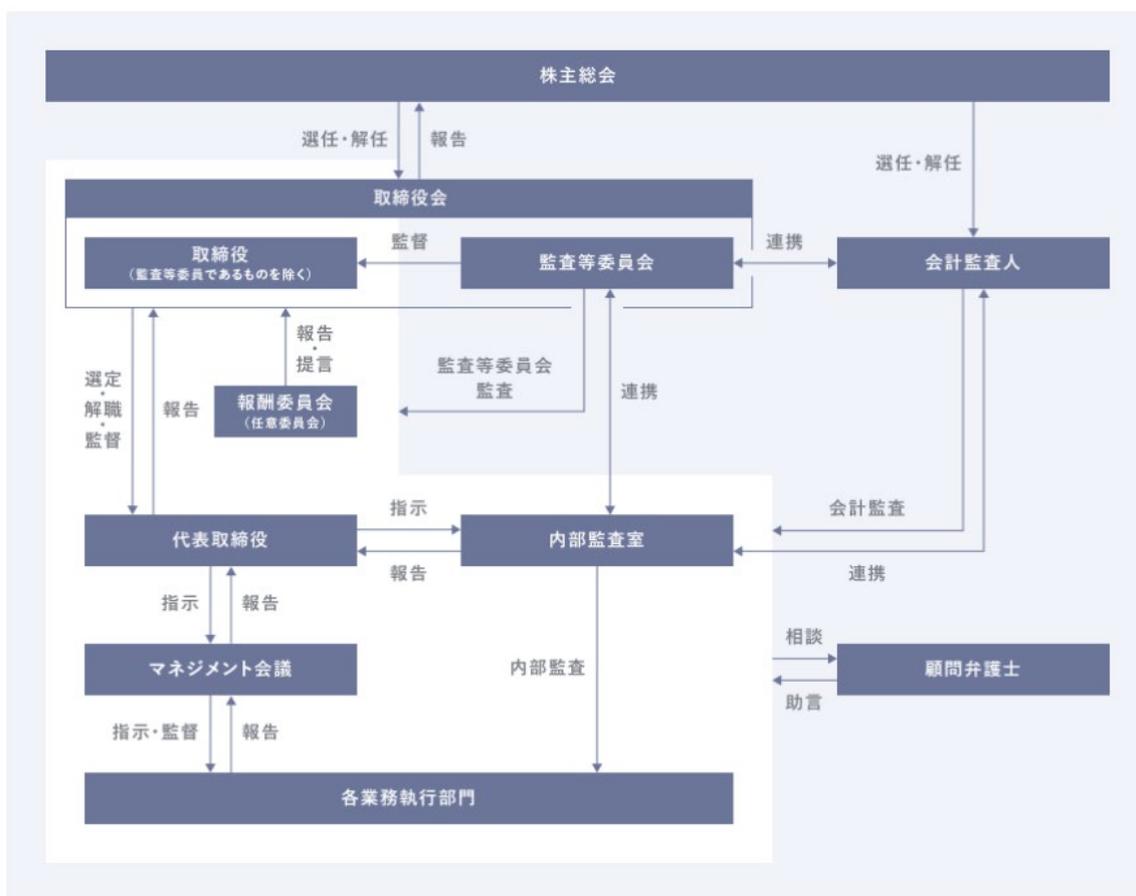
その後、技術開発と事業基盤の強化を進めた結果、2018年12月には東京証券取引所マザーズ市場（現グロース市場）に株式を上場し、ISO9001認証を取得している。

2019年1月には一般社団法人日本産業用無人航空機工業会（JUAV）が定める安全基準認定において小型回転翼無人機として初の型式認定を取得し、また2020年4月には政府調達向けのドローン開発を想定した、NEDO「安全安心なドローン基盤技術開発」に採択されている。

2020年6月には、開発製造拠点を東京都江戸川区に移し、同年12月には技術シナジーが期待できる国内外の企業へ投資を行うコーポレートベンチャーキャピタルとしてACSL1号有限責任事業組合を設立している。

2021年5月、閉鎖環境点検ドローンの量産を見据え、株式会社NJSと共同出資で株式会社FINDiを設立した。また、同年6月には、日本及びグローバルレベルでの認知を図るため、社名を現在の「株式会社ACSL」へ変更し、レベル4に対応したドローンの開発及びドローン配送の実用化に向けて、日本郵便株式会社及び日本郵政キャピタル株式会社と資本業務提携契約を締結した。

その後グローバルな事業展開を進めるため、2021年9月にはインドにAeroarcと共同出資のACSL India Private Limitedを設立、また2022年12月には米国カリフォルニア州に子会社であるACSL, Inc.を設立している。



1 コーポレートガバナンスに関する各機関の構成及び役割

(1) 取締役会

2025年4月1日時点において、取締役会は取締役6名で構成され、そのうち3名は社外取締役であり、監査等委員を兼ねている。定時取締役会は原則として月1回開催されており、必要に応じて臨時取締役会も開催されている。開催形式は基本的にウェブ会議であるが、3か月に1度は本社において対面で実施されている。取締役会は、法令・定款に定められた事項に加え、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の職務執行を監督している。

(2) 監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役3名で構成され、うち1名が常勤として業務に従事している。監査は、常勤の監査等委員を中心として、取締役会やその他重要な会議への出席、経営陣との意見交換、重要書類の閲覧等を通じて行われている。委員会は原則として月1回の定時会合を開催し、必要に応じて臨時会合も行われている。これらの会合では、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査等委員相互の情報共有が図られている。なお、開催形式は基本的にウェブ会議であるが、3か月に1度は本社において対面で実施されている。

また、監査等委員会では、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査室及び会計監査人との間で随時会合を開催し、相互の情報共有を図っている。加えて、会計監査人との間では、定期的な会合の実施に加え、会計監査人による往査への立ち会いや、監査の実施経過に関する適宜の報告を求め

るなどの対応を行っている。

ACSLの監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準によれば、監査等委員による業務監査の対象には、取締役・業務執行取締役の職務執行の状況、取締役会等における報告・意思決定の状況、内部統制システムの構築・運用状況、事業報告等の作成内容等が含まれている。また、会計監査としては、計算関係書類の監査及び監査意見の作成、会計監査人による監査の実施状況の監視・検証、会計方針の適正性の確認等が対象とされている。さらに、内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準においては、代表取締役が主導又は関与して法令等違反行為・不適正な財務報告が行われるリスクが、監査上の着眼点の一つとして明示されている。

(3) マネジメント会議

マネジメント会議は、社内取締役、その他のエグゼクティブ・オフィサー、及び社内取締役が指示する参加者により構成され、原則として週1回の定時会議が開催されているほか、必要に応じて臨時会議も行われている。マネジメント会議では、取締役会が決定した経営に関する基本方針及び経營業務執行上の事項について審議され、業務執行部門の監督機関として機能している。また、社外取締役もマネジメント会議に出席し、必要に応じて意見を述べるができる。

(4) 内部監査室

内部監査室は、全ての部門を対象として内部監査を実施しており、監査テーマは代表取締役及びCFOからの指示等を踏まえて策定される。

監査の種類としては、代表取締役の承認を得た年度監査計画に基づく定期監査、代表取締役又はCFOに承認を得た上で実施される臨時監査及び代表取締役からの指示で実施する特命監査が存在する。

監査結果は代表取締役に報告され、必要に応じて被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っている。

(5) 報酬委員会

報酬委員会は、任意委員会として、社内取締役1名及び社外取締役2名で構成されており、委員長（議長）は社外取締役が務めている。報酬委員会は、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及び個別の報酬等について審議し、その結果を取締役に報告又は提言する仕組みとなっている。

(6) 会計監査人

ACSLは、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、同監査法人は、ACSL第5期（2016年4月1日から2017年3月31日）から会社法及び金融商品取引法に基づく監査を実施していたが、2025年3月27日付けで会計監査人を退任し、同日付けで監査法人アヴァンティアが会計監査人に就任している。

2 内部通報制度の概要

(1) 制度の構成

ACSLは、内部通報制度を設けており、社内内部通報窓口には経営管理ユニットの経理財務チームリーダーが指定されている。また、社外通報窓口については、監査等委員である社外取締役のうち、知識・経験等に照らし適当と認められる者として、常勤監査等委員が指定されている。

通報がなされた場合、窓口担当者は事実関係の調査を実施し、必要に応じて、取締役（取締役が調査対象の場合、調査対象とはならない取締役）の承認を得た上で、必要な部署のメンバーからなる調査チームを設置することができる。調査の結果、通報対象行為に該当する事実が確認された場合には、窓口担当者は直ちに取締役会に対して報告を行い、取締役会は危機管理委員会を招集する。危機管理委員会は、是正措置を含めた対応策を検討し、その結果及び対応の進捗状況を取締役会に報告しなければならない。

(2) 制度の周知状況

役職員に対しては、窓口への連絡先及び連絡方法を記載したカードが配布され、通報制度の周知が図られている。また、取引先関係者等の社外関係者に対しても適宜周知が行われている。

(3) 通報実績

内部通報は2021年12月の1件及び2024年9月の1件にとどまっており、それ以外に通報事案は確認されていない。なお、2件の内部通報は本件事案に関する不正とは無関係のものであり、本件事案に関する不正についての内部通報はされていない。

第6 本件事案に関連するACSLにおける当時の業務プロセス

1 契約締結・変更プロセス

ACSLでは、契約の締結又は変更に際し、通常、各ユニット長以下の担当者が、経営管理ユニット総務グループの法務担当者に対して、契約管理システムを通じて契約書の内容確認を依頼する。確認を経た後、契約管理システムとは別の決裁承認システムを通じて契約締結・変更に関する立案を行い、COOによる審議を経てCFOが最終決裁を行う（但し、秘密保持契約はCOOによる審議を要しない）。

さらに、以下の類型に該当する契約を締結又は変更する場合には、各ユニット長以下の担当者が立案し、CFOによる審議及び稟議の起案を経て代表取締役が最終決裁を行い、代表取締役から取締役会へその旨の報告がなされる運用となっている。

- ・ 1000万円以上の契約（単年での契約又は複数年の契約で途中解約が困難であり、契約期間の合計が1000万円を超える契約）
- ・ 独占的条項を含む契約
- ・ 競合禁止規程を含む契約

加えて、以下に該当する契約を締結し又は変更する場合、COO又はCFOが立案を行い、代表取締役による審議を経て、取締役会の決議により最終決裁がなされる。

- ・ 関連当事者との契約
- ・ 利益相反の可能性のある契約
- ・ 当会社からの途中解約が困難な長期契約
- ・ 当会社に重大な義務又はリスクを生じる契約、「その他取締役会が重要と判断する契約（単年で1億を超える金額。複数年の契約で年間支出が毎年1000万円を超えるもの）」[原文ママ]。

最終決裁を経た契約書については、決裁承認システムを通じて経営管理ユニット総務グループの総務担当者に押印を依頼し、総務担当者が保管する代表取締役認印

を押印する。電子署名を使用する場合には、決裁承認システムを通じて経営管理ユニット総務グループの法務担当者に押印を依頼し、電子署名システムによる電子署名を行う。

なお、代表取締役認印は、総務グループの金庫で保管されており、同金庫へのアクセスはx氏ほか4名の総務担当者に限定されている。したがって、代表取締役が単独で当該認印を押印することはできない。電子署名の押捺責任者は、x氏であり、法務担当者1名に代理権限を付与しているほか、総務担当者2名にシステム上の実行権限を付与している。

2 支払（送金）プロセス

取引業者に対する支払いは、ACSL 経営管理ユニットの経理財務グループが所掌しており、決裁承認システムを通じた購買申請の承認を得た場合に限り、ACSL から支払・送金をすることができる。

前払いの事案の支払プロセスを明確に規定した社内規程は存在しないものの、後払いと同様、決裁承認システムを通じた購買申請の承認を得る必要がある。決裁承認システム上、支払条件として「前払い」「後払い」を選択できるようになっており、「前払い」を選択した場合で10万円以上の送金を行う案件に関しては、CFOの承認フローが自動的に設定される仕組みとなっていた。実際に委託先による部品調達費用の前納やACSLの与信の都合から、多額の前払いが発生するケースも存在した。

第3章 調査結果

第1 背景事情

本件事案の背景として、鷺谷氏における急激かつ継続的な個人的資金需要の存在は看過できない。鷺谷氏は、2023年頃から、他社のワラントの引受けや自宅の建築費用の支払い、当時の妻との離婚に向けて資金の確保に動いていた模様であり、2024年1月頃には、自らの帰責事由による当時の妻との離婚協議が本格化し、多額の金銭的負担が見込まれる状況にあった。同年6月には離婚が成立し、財産分与、慰謝料、子の養育費等として、総額で1億円を優に超える支払義務を負ったとされる。鷺谷氏自身も、これらの支出によって手元資金が著しく減少し、その後の資金繰りに重大な影響を及ぼしたことを認めている。

このような資金需要に対応すべく、鷺谷氏は、当初自己が保有するACSLの株式の売却や、これを担保とした証券担保融資によって資金を確保する方針を採っていた。A社からは、2024年初頭と同年夏頃の2回にわたり株式担保により多額の融資を受けていた模様であるが、それぞれの直後にACSLの株価が下落し、担保評価額が減少したことで、追証の発生や強制売却のリスクが現実化した。

かかる状況の下、鷺谷氏は新たな借入れに依拠せざるを得ない状況に陥り、特に2024年8月頃以降は、個人・法人を問わず複数の関係者から短期かつ高額の借入れを重ねるようになった。加えて、この頃から、資金調達を要する投資案件への関与の機会が増え、鷺谷氏によれば、2024年秋頃には、あるブローカーを通じて特定のファンドへの関与を求められ、その出資資金の捻出のためにも、多額の資金調達を要する状況にあった。

こうした借入れについて、従前は個人資金で返済することができていたが、次第に資金調達の手段に限られる状況に陥り、2024年後半には、こうした借入れの条件として、ACSL名義による契約書の締結を求められる例も散見されるようになった。特に2025年初には、既存借入れの返済原資がほぼ枯渇していたと見られ、最終的に、鷺谷氏は、ACSL名義で架空又は実体のない契約を締結し、その契約に基づく支払金をACSLから相手方に送金させることで、事実上、自身の借入金返済に充てるといふ、いわば「バーター的スキーム」を実行するに至った。

第2 判明した鷺谷氏による一連の ACSL 名義の不正取引の概要

本調査により明らかとなった鷺谷氏の不正行為は、いずれも自己の借金を返済する目的で ACSL の資金を私的に利用しようとした点で共通しており、大きく二つの類型に分類される。

第一に、B 社、C 社、D 社との間では、鷺谷氏が自己の借入金を ACSL から返済させることを目的として、実体のないコンサルティング契約を締結し、前払いの名目で多額の資金を ACSL から流出させた。とりわけ B 社及び C 社との取引においては、資金調達（借入れ）の過程で R 社を交えたファクタリング契約が利用されており、複数の法人を巻き込んだ複雑なスキームが構築されていた。また、これらの契約の社内承認を得るにあたっては、契約の背景事情や前払いの必要性等について虚偽の説明を行い、社内決裁プロセスを欺いていた。

第二に、E 社、R 社、F 社、O 社との関係では、鷺谷氏は自己の借入れのパートナーとして、ACSL の社内決裁手続きを経ることなく、自ら個人的に作成した不正なデジタル印鑑を用いて ACSL 名義に見せかけた各種契約を締結していた。但し、これらの案件については、鷺谷氏が他からの借入金等を用いて弁済を行うなどしており、ACSL からの実際の資金流出は確認されていない。

第3 ACSL 名義の各不正取引の詳細

以下、鷺谷氏による各不正行為につき、取引先毎に詳述する。まず、不正行為に関連して ACSL から支払いがなされたことが確認された B 社、C 社及び D 社に関して説明した後、ACSL からの支払いが確認されなかった取引先について述べる。

1 B 社（類型1）

(1) 架空債権に基づくファクタリング契約の締結

鷺谷氏によれば、2025 年 1 月当時、同氏は、複数の借入先から借金をしており、その返済資金の調達を模索する中で、K 社代表取締役である a 氏より、C 社代表取締役の配偶者である f 氏を紹介され、さらに同氏から B 社代表取締役の e 氏を紹介された。

B 社は、経営コンサルタント業務、金銭の貸付及びその斡旋業務、ファクタリング業務等を事業目的とし、貸金業者として登録を受けている。

鷺谷氏によれば、2025 年 1 月 7 日から 8 日頃にかけて、同氏は e 氏に対して自身への資金提供を依頼し、両名の間で当該資金提供のスキームについて協議した。当初、ACSL が B 社に対し 5000 万円（消費税別）で顧問業務を委託したこととする顧問業務委託契約や、鷺谷氏個人が保有する ACSL 株式 6 万 2000 株を 5022 万円で譲渡する株式譲渡契約の締結が検討され、それらの契約書案が鷺谷氏によって作成された形跡も認められる。もっとも、最終的には、下記 5 に記載した鷺谷氏が設立した R 社から ACSL に対する架空債権を設定し、B 社がこれを買取するというスキームに基づくファクタリング契約を締結する方針が決まった。なお、R 社は鷺谷氏が自らの資金調達の用に供する目的で設立した法人であり、その詳細は第 3 章第 3 の 5 において詳述する。

これを受け、鷺谷氏は、ACSL 社内における正式な承認手続きを経ることなく、ACSL が R 社に対し、資本政策、資金調達、フィナンシャルアドバイザーに関する助言及び情報提供等の業務を 5500 万円（消費税込み）で委託したこととする内容の

顧問業務委託契約書を2024年12月1日付けで自らドラフトした（以下「**2024年12月1日付け顧問業務委託契約書**」という。）。その上で、同契約書に基づく形で、R社からACSLに対する総額5500万円の架空債権を設定し、R社名義で当該架空債権に係るACSL宛ての請求書を、550万円及び4950万円に分けて2通発行した。なお、鷺谷氏によれば、2024年12月1日付け顧問業務委託契約書は、e氏の意向により押印に至らず、契約書自体は未締結のままであったが、当該契約書に基づく請求書のみをB社に交付した。

そして、鷺谷氏は、2025年1月9日頃、R社の代表取締役として、B社との間で、2024年12月1日付けの虚偽の顧問業務委託契約書に基づく合計5500万円の架空債権について、B社が当該債権の価値を総額3850万円と評価したうえで、そこからB社の実質的な利益分を差し引き、R社から3150万円で購入するという内容のファクタリング契約（以下「**本件ファクタリング契約1**」という。）を締結し、同契約に係る公正証書を作成した¹。

鷺谷氏は、本件ファクタリング契約1に基づく売買代金として、2025年1月9日付けでB社から鷺谷氏名義の銀行口座宛てに振込送金する方法で、3150万円を受領し、これを自己の借入金返済に充てた。

(2) 貸金契約及びコンサルティング契約によるファクタリング債務の清算

本件ファクタリング契約1においては、架空債権の売買代金である3150万円にB社の実質的利益額を加えた3850万円（当該契約上の架空債権の評価額）の返済期限につき、2025年1月31日までに350万円、同年2月28日までに3500万円と定められていた。もっとも、これらの支払いは、実質的には鷺谷氏個人がB社から借り入れた資金の清算を目的とするものであり、債権売買等契約公正証書第4条1項に基づき、B社がR社に対して対象債権の集金業務を委託されたものと考えられる。

2025年1月31日、R社名義の銀行口座からB社名義の銀行口座に対し、350万円が振込送金されているが、鷺谷氏によれば、これは本件ファクタリング契約1に係る債権評価額のうち、同日が期限とされていた350万円の返済であり、自己の手元資金から返済したとのことである。

一方、鷺谷氏によれば、同年2月28日が期限とされていた3500万円については、期限が到来しても返済することができなかった。

そのため、鷺谷氏は、e氏から、本件ファクタリング契約1に基づき実質的に鷺谷氏個人が負担した債務に対しACSLが支出する根拠を外形上作出するように求められた。これを受けて鷺谷氏は、ACSLの代表取締役として、ACSLがB社に対し、資本政策、資金調達及びファイナンシャルアドバイザーに関する助言等を委託し、その対価として3600万円を支払う旨を内容とする虚偽の顧問業務委託契約書を、2025年3月1日付けでドラフトした。しかし、鷺谷氏によれば、結局翻意したe氏が契約書への押印を拒否したため、契約締結には至らなかった。

その後、鷺谷氏によれば、e氏及びC社のf氏と協議を行い、C社が貸金業の登録を受けていることを踏まえ、本件ファクタリング契約1を破棄した上、以下の内容を

¹なお、鷺谷氏は、B社との取引に関する関連資料について、書面の内容を十分に確認しないまま押印等を行った上、既に破棄しているため、その詳細な内容は不明であると述べている。他方で、鷺谷氏は第3章第3の2(1)で述べるC社との取引と同様の書面を作成したと述べており、本件ファクタリング契約1に係る債権売買等契約公正証書の内容がC社とのファクタリング契約に係る各書面と概ね整合することからすると、本件ファクタリング契約1の実際の名称は「見積書兼承諾書」であったと推察され、また、同契約と同時に、債権売買基本契約及び集合債権譲渡担保契約も締結された可能性が高い。

決定した（C社については第3章第3の2で後述する。）。

- ・ 本件ファクタリング契約1の残債務3500万円と同額を、B社からACSLに貸し付けたことにすること
- ・ 当該貸付金の返済に係る支出を、ACSL社内の正式な承認手続きを経て行うため、ACSLを委託者、B社を受託者とするコンサルティング契約（以下「本件コンサルティング契約1」という。）を締結すること

これを受け、鷺谷氏は、ACSL社内の正式な承認手続きを経ることなく、2025年3月14日付けで、B社を貸主、ACSLを借主、鷺谷氏個人を連帯債務者とする金銭消費貸借契約（以下「本件金銭消費貸借契約」という。）を締結した。同契約上、元本3500万円に年14%の利息を加算した総額3528万8219円が返済金額とされ、同月31日を期限とする一括返済が定められていた。さらに、ACSLが債務不履行に陥った場合には、直ちに強制執行に服する旨の特定公正証書も併せて作成された。

さらに、2025年3月24日、鷺谷氏は、当時ACSLでCFOを務めていたx氏に対し、本件コンサルティング契約1について、B社が自治体のお抱え企業であり、国から同自治体に対する補助金を原資としてACSLへの発注が行われる自治体案件であるという虚偽の内容をメールで説明した。これを受けてx氏は、代表取締役である鷺谷氏が主導する自治体事業に係る取引であることから、契約締結を了承したうえ、ACSL社内で各担当者に契約締結に向けた承認手続きを指示した。本件コンサルティング契約1の契約書は、B社に対し、2025年4月1日から同年12月31日までの間、ACSLが運営するドローン関連事業に関する自治体との連携及びビジネス案件組成のためのコンサルティング業務等を委託し、その対価として合計3600万円を支払う旨の内容であった。但し、本件コンサルティング契約1については、同年4月1日までにACSL社内における承認手続きが完了し、同日付けでDocuSignを用いたデジタル押印がなされているものの、B社側における押印は、現時点において確認されていない。

(3) コンサルティング契約名目の支払い

鷺谷氏は、上記(2)に記載した2025年3月24日のx氏へのメールにおいて、B社との間の本件コンサルティング契約1にかかる委託料について、前払いが必要となる可能性があるとの虚偽の説明も行っていった。

さらに、鷺谷氏は、対面又はチャットを通じて、x氏及び当時の取締役COOであるy氏に対し、B社、C社、D社との取引は自治体案件であり、自治体の予算執行上の都合により、委託料の前払いが必要である旨の虚偽の説明を行った。また、鷺谷氏は、2025年3月28日付けでB社名義にて発行された、本件コンサルティング契約1に基づく前払請求金額3960万円（消費税込み）の請求書をx氏に手交した。

これを受けて、ACSL社内においては、委託料の前払いにつき承認がなされ、2025年3月31日付けで、ACSL名義の銀行口座からB社名義の銀行口座に対して、3960万円（消費税込み）の振込送金が実行された。鷺谷氏によれば、本件金銭消費貸借契約に基づくB社への返済を同日までに完了させる必要があり、本件コンサルティング契約1に基づく委託料の前払いとの名目でACSLに支出させた。送金額3960万円から返済額3528万8219円を控除した差額の437万1781円については、2025年3月31日、B社から鷺谷氏名義の銀行口座に振込送金され、鷺谷氏が受領した。

(4) 小括

鷺谷氏は、自己の借入金返済資金を調達する目的で、実体のない業務を前提とす

る ACSL と R 社との間の 2024 年 12 月 1 日付けの架空の顧問業務委託契約書を作成し、これに基づく請求書を R 社から ACSL 宛に発行することで、ACSL を債務者とする架空の債権（5500 万円）を創出した。そのうえで、当該架空債権を対象として、B 社との間で本件ファクタリング契約 1 を締結し、買取代金の 3150 万円を B 社から R 社名義の銀行口座を通じて受領し、自身の借入金返済に充当した。

さらに、鷺谷氏は、本件ファクタリング契約 1 に係る残債務の返済に充てるため、虚偽の説明により本件コンサルティング契約 1 の社内決裁を通し、同契約の前払金名目で ACSL から B 社に 3960 万円を送金させ、返済額との差額である 437 万 1781 円を受領した。

以上の経緯を総合的に勘案すると、鷺谷氏は、自己の債務の返済を目的として ACSL に実体のない契約に基づく債務を負担させた上で、会社資金を不正に支出させ、その一部を自己に還流させていたものであり、その一連の行為は、ACSL の代表取締役としての任務に違反する不正行為である。

加えて、本件金銭消費貸借契約書については、外形的には成立しているものの、ACSL の社内決裁手続を経ることなく作成・締結されたものであり、いずれも社内規程違反の不正行為である。

なお、当委員会は、B 社に対し、本調査の一環として上記 1(1)から(3)に記載した各契約の有無等に関する質問状を送付するとともに、e 氏との電話面談を実施した。その結果、B 社側は、本件金銭消費貸借契約の存在は認めたものの、同契約と本件ファクタリング契約 1 との一切の関連性を否認した。また、本件コンサルティング契約 1 は未締結であるため委託料前払金を受領したことはなく、2025 年 3 月 31 日付けで鷺谷氏に返金した 437 万 1781 円についても、本件金銭消費貸借契約に係る過払金の返金である旨回答し、当委員会の認定とは異なる事実関係を主張している。しかしながら、本件においては、B 社が否認ないし回答を拒否している本件ファクタリング契約 1 に係る公正証書や、その他各契約書（ドラフト段階のものを含む）等の複数の客観証拠の存在が確認されている。特に、B 社名義で発行された本件コンサルティング契約 1 に係る委託料名目の請求書の存在は、ACSL からの 3960 万円の送金が、本件コンサルティング契約 1 に係る委託料名目でなされたものであることを、B 社側も認識していたことを裏付けるものである。鷺谷氏の供述は、これら客観証拠に基づく具体的なものであるのに対し、B 社の回答はこれらの客観証拠と整合せず、その不整合の理由についても合理的な説明がなされていない。そのため、当委員会は B 社の回答に信用性を認めず、鷺谷氏による行為に関し上記認定を行った。

2 C 社（類型 1）

(1) 架空債権に基づくファクタリング契約の締結

上記 1(1)に記載したとおり、鷺谷氏は、K 社代表取締役の a 氏の紹介により、C 社の f 氏と知り合った。

C 社は、総合広告代理業務、経営コンサルタント業務、ファクタリング業務等を事業目的としている。

鷺谷氏によれば、2025 年 1 月 7 日から 8 日にかけて、同氏は、f 氏との間で、e 氏との協議の結果決定された上記 1(1)の本件ファクタリング契約 1 のスキームに準じ、R 社から ACSL に対する架空債権を設定し、C 社が同債権を買い取る内容のファクタリング契約を締結することを合意した。

これを受け、鷺谷氏は、B 社との本件ファクタリング契約 1 の締結にあたり作成していた、2024 年 12 月 1 日付け顧問業務委託契約書を、C 社との取引においても流用

し、R社からACSLに対する総額5500万円の架空債権を設定したうえで、ACSL宛ての請求書を550万円及び4950万円に分けて2通発行させた。そして、鷺谷氏は、R社の代表取締役として、C社との間で以下3件の契約をいずれも2025年1月9日付けで締結した。

- ① 債権売買基本契約：R社が有する現在又は将来の事業上の債権を、C社が支払期日前に債権額から割引きして買い取る取引（ファクタリング取引）に関する基本的事項を定めたもの（以下「**本件債権売買基本契約書**」という。）
- ② 見積書兼承諾書（個別契約）：上記①の基本契約に基づき、C社が上記架空の報酬債権5500万円を、総額3850万円と評価し、R社から3150万円で購入すること及びC社がR社に対し、3850万円の集金業務を委託し、鷺谷氏が当該集金額引渡債務を連帯保証するもの（以下「**本件ファクタリング契約2**」という。）
- ③ 集合債権譲渡担保契約：C社に対するR社の債務（集金額の不払い等）を担保するため、R社がACSLに対して有する既存債権及び今後2年間に発生する売掛債権等を包括的に担保に供することを定めたもの（以下「**本件集合債権譲渡担保契約**」という。）

鷺谷氏は、本件ファクタリング契約2につき、同契約に係る公正証書を作成したと述べている。

鷺谷氏は、本件ファクタリング契約2に基づく売買代金として、2025年1月9日付けでC社名義の銀行口座から鷺谷氏名義の銀行口座に振込送金する方法で、3150万円を受領し、これを自己の借入金の返済に充てた。

(2) コンサルティング契約及び新たなファクタリング契約締結によるファクタリング債務の清算

本件ファクタリング契約2においては、合計3850万円の集金予定日として、350万円を2025年1月31日、3500万円を同年2月28日と定められていた。

2025年1月31日、R社名義の銀行口座からC社名義の銀行口座に対して350万円が振込送金されている。当該送金は、外形的には本件ファクタリング契約2に基づく集金債務の一部履行とも見受けられるが、鷺谷氏によれば、R社がACSLから当該金員を集金した事実はなく、鷺谷氏の個人的な資金を用いて送金したものであるという。事実、ACSLから該当する送金がなされた形跡は確認されていない。

一方、鷺谷氏によれば、同年2月28日が集金予定日とされていた3500万円については、資金調達が困難であったため、同日までに返済することができなかった。そこで、鷺谷氏は、B社のe氏と協議を行い、その内容をf氏に伝えた上で、B社との取引に準じて、ACSLとC社との間で架空の顧問業務委託契約書を作成する方針を採ることとした。これに基づき、鷺谷氏は、ACSLの代表取締役として、ACSLがC社に対し、資本政策、資金調達及びファイナンシャルアドバイザーに関する助言等を委託し、その対価として4200万円を支払う内容の架空の顧問業務委託契約書を2025年3月1日付けでドラフトしたが、最終的にはf氏が契約書への押印を拒否し、締結には至らなかった。

その後、鷺谷氏によれば、上記1(2)で述べたf氏及びe氏との協議の結果、C社が貸金業登録を有していないことを踏まえ、本件ファクタリング契約2に基づく集金額引渡債務3500万円並びに本件ファクタリング契約1及び2に基づきB社及びC社が得る予定であった2025年3月分の利益の支払いを確実にするため、以下の内容を決

定した。

- ・ まず、本件ファクタリング契約 2 のうち支払いが未了であった集金額引渡債務 3500 万円に係る部分（当該部分に係る買取代金は 2850 万円である。）を破棄する。
- ・ その代わりに、ACSL を当事者とする架空債権を設定し、C 社がそれを 3150 万円で購入するという新たなファクタリング契約（以下「**本件ファクタリング契約 3**」という。）を締結する。この架空債権の評価額には、元の 3500 万円に加え、B 社及び C 社が得るはずだった 3 月分の利益相当額 350 万円が上乗せされる。
- ・ そして、その返済に係る支出を ACSL 社内で正規の手續に則り処理するために、ACSL と C 社との間で、C 社が助言業務を受託し、その対価として ACSL が報酬を支払う形式のコンサルティング契約（以下「**本件コンサルティング契約 2**」という。）を締結する。

鷺谷氏によれば、この再構成スキームに基づき、2025 年 3 月 14 日頃、本件ファクタリング契約 3 に関連する業務依頼書等の書面が作成され、契約も締結された。

鷺谷氏は、2025 年 3 月 24 日、上記 1(2)に記載したメールにおいて、本件コンサルティング契約 2 についても、C 社が自治体のお抱え企業であり、国から同自治体に対して補助金が支給され、その補助金を原資として ACSL への発注が行われる自治体事業に係る取引であるという虚偽の内容を x 氏にメールで説明していた。これを受けて x 氏は、B 社の場合と同様に、鷺谷氏が主導する自治体事業に係る取引であると誤信し、これを了承した。その結果、2025 年 3 月下旬頃から、ACSL 社内で契約締結に向けた承認手續が進められた。

本件コンサルティング契約 2 の契約書は、C 社に対し、2025 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日までの間、ACSL が運営するドローン関連事業に関し、自治体における ACSL のドローン活用及び ACSL の事業展開に係る助言、指導その他の支援等の業務を委託し、その対価として合計 4200 万円を支払う旨の内容であった。もっとも、本件コンサルティング契約 2 についても、B 社同様、同年 3 月 28 日までに ACSL 社内における承認手續が完了し、同年 3 月 31 日付けで DocuSign を用いたデジタル押印がなされたものの、C 社による押印は、現時点において確認されていない。

(3) コンサルティング契約名目の支払い

鷺谷氏は、上記 1(3)同様、x 氏に対しメールで、本件コンサルティング契約 2 については委託料の前払いが必要である旨説明するとともに、対面又はチャットでも、x 氏及び y 氏に対し、自治体の予算執行上の都合により、委託料の前払いが必要であるとの虚偽の説明を行った。さらに、鷺谷氏は、x 氏に対し、2025 年 3 月 28 日付けで C 社名義により発行された、本件コンサルティング契約 2 に基づく前払い請求書（請求金額：4620 万円（消費税込み））を手交した。

これを受けて、ACSL 社内では委託料の前払いが承認され、2025 年 3 月 31 日付けで、ACSL 名義の銀行口座から C 社名義の銀行口座に対し、4620 万円（消費税込み）が振込送金された。

その後、C 社についても、ACSL が前払いした委託料のうち、本件ファクタリング契約 3 に基づく債務等を控除した上で、差額に相当する 420 万円が、鷺谷氏個人名義の銀行口座に振込返金された。

(4) 小括

鷺谷氏は、自己の借入金返済資金を調達する目的で、実体のない業務を前提とする R 社と ACSL の間の 2024 年 12 月 1 日付けで架空の顧問業務委託契約書を作成し、これに基づく請求書を ACSL 宛に発行することで、ACSL を債務者とする架空の債権（5500 万円）を創出した。そのうえで、当該架空債権を対象として、C 社との間で本件ファクタリング契約 2 を締結し、買取代金の 3150 万円を C 社から R 社名義の銀行口座を通じて受領し、自身の借入金返済に充当した。

さらに、鷺谷氏は、本件ファクタリング契約 2 に係る残債務の返済原資を得るため、C 社との間で新たに本件ファクタリング契約 3 を締結し、同契約の存在を秘したまま、虚偽の説明により、ACSL と C 社との間で本件コンサルティング契約 2 を締結させ、前払金名目で ACSL から C 社に 4620 万円を送金させた。その後、鷺谷氏は、返済額との差額を C 社から受領した。

以上の経緯を総合的に勘案すると、鷺谷氏は、自己の債務の返済を目的として ACSL に実体のない契約に基づく債務を負担させたうえで、会社資金を不正に支出させ、その一部を自己に還流させていたものであり、その一連の行為は、ACSL の代表取締役としての任務に違反する不正行為である。

なお、当委員会は、C 社に対し、本調査の一環として上記 2(1)から(3)に記載した各契約の有無等に関する質問状を送付したところ、C 社は、2025 年 7 月 4 日付で、ACSL が 2025 年 3 月 31 日に C 社に対して振込送金した 4620 万円は、同年 3 月 7 日付けで ACSL と C 社との間で ACSL が有する 4200 万円の債権を C 社が購入する旨の売掛債権売買契約（ファクタリング契約）が締結されており、同契約に基づいて ACSL が債務者から集めた金銭の振込である旨説明し、それ以外の契約の存在及び締結は否認ないし回答していない。また、2025 年 4 月 3 日付けで鷺谷氏に返金した 420 万円についても、ACSL が集めた金銭の過払金の返還である旨回答し、当委員会の認定とは異なる事実関係を主張している。しかしながら、本件においては、本件ファクタリング契約 3 の前提となる本件ファクタリング契約 2 に係る公正証書、C 社がその存在を否認する本件コンサルティング契約 3 に基づく委託料名目の請求書及びその他各契約書（ドラフト段階のものを含む）等の客観証拠の存在が認められる。鷺谷氏の供述内容も、これらの客観証拠に基づく具体的なものであるのに対し、C 社の回答はこれらの客観証拠と整合せず、その不整合の理由についての合理的な説明もなされていない。そのため、当委員会は C 社の回答に信用性を認めず、鷺谷氏による行為に関し上記認定を行った。

3 D 社（類型 1）

(1) 鷺谷氏による D 社からの借入れ

鷺谷氏によれば、2024 年 10 月 1 日、鷺谷氏はかねてより面識のあった G 社所属の金融ブローカーである b 氏に対し資金援助を要請したところ、b 氏から D 社代表取締役 c 氏の紹介を受けた。鷺谷氏は、返済期日を 2025 年 2 月中旬として、2024 年 10 月 1 日に 5000 万円、2024 年 10 月 2 日に 1000 万円を、それぞれ D 社から借り入れた。鷺谷氏によれば、後者の 1000 万円の借入れは b 氏からの融資のリクエストに基づくものであり、当該借入れを原資として b 氏に 1000 万円を貸し付けた。

(2) D 社との業務委託契約の締結と ACSL からの支払い

鷺谷氏によれば、上記借入金の返済期日を迎えても返済のめどが立たない状況にあったことから、c 氏との協議を経て、ACSL を委託者、D 社を受託者とし、委託料

を 3300 万円（消費税込み）とする顧問業務委託契約を締結することとなった。鷺谷氏によれば、かかる顧問業務委託契約は、形式上、D 社が ACSL に対してドローン関連事業に関する助言等を提供する内容となっていたが、実際にはかかる業務の履行は予定されておらず、ACSL から D 社に資金を回すことを目的とした実体のない契約であり、いわばバーター取引のための契約として作成されたものであった。

鷺谷氏によれば、鷺谷氏は当初、ACSL の経営管理部門に対して契約書の作成を依頼したが、その後、同部門による作成には一定の時間を要すると考え、自ら顧問業務委託契約書のドラフトを作成した。

その後、鷺谷氏によれば、c 氏との協議の結果、委託料を借入額全額に相当する 6600 万円（消費税込み）に変更することとなった。これを受けて鷺谷氏は、当初の 3300 万円という契約金額は誤りであり、正しくは 6600 万円である旨を当時 CFO であった x 氏に伝え、かかる虚偽の説明を誤信させた上で契約金額の変更についてその了承を得た。その上で、ACSL の経営管理部門から新たに用意されたコンサルティング契約書（委託料 6600 万円・消費税込み）を用い、2025 年 3 月 28 日付けで契約締結の手続を進めた。鷺谷氏は、当該コンサルティング契約に基づく支払いが、実質的に自身の借入金返済に充てられるものである点については、当然ながら ACSL 内部に対し一切説明していなかった。

上記コンサルティング契約では、委託料は前払いと定められており、鷺谷氏は、その理由について、x 氏に対して D 社との取引は自治体案件であり、自治体の予算執行上の都合により、前払いが必要であるという虚偽の説明を行った。その後、x 氏を含む各承認権者の了承を経て、2025 年 3 月 28 日、ACSL は当該契約に基づき、D 社に対して 6600 万円（消費税込み）を支払った。さらに、同日中に、ACSL 及び D 社の双方により当該コンサルティング契約について Docusign を用いたデジタル押印が行われたものの、上記支払いは、両当事者によるデジタル押印がなされる前に実行されていた。

また同日、鷺谷氏は、ACSL 社内において社長決裁による契約承認手続を実施し、その後、2025 年 4 月 11 日開催の ACSL 取締役会において、当該コンサルティング契約に関する報告がなされたものの、当該取締役会で報告がされた契約金額は、変更前の 3300 万円（消費税込み）であった。

(3) G 社への契約関係の移管

鷺谷氏によれば、当該コンサルティング契約締結後、c 氏から同契約の解除を求められたことを受け、協議の上、D 社との契約関係を G 社に移管することとなった。これに基づき、鷺谷氏は、2025 年 4 月 2 日付けで、ACSL と D 社の間で当該架空のコンサルティング契約に係る合意解約書を締結した。この合意解約書には、D 社が ACSL との契約上の地位を G 社に移管し、以後は G 社が ACSL に対して当該コンサルティング業務を履行する旨が明記されていた。

もっとも、当該合意解約書の締結については、ACSL 社内の承認手続を経ていない。また、鷺谷氏によれば、契約解除及び契約関係の移管につき同氏が ACSL 社内に説明を行ったことはなく、さらに、当該コンサルティング契約に基づく役務の提供は、D 社及び G 社のいずれからも行われていない。

(4) その他の契約の締結について

鷺谷氏は、2024 年 10 月 31 日付けで、D 社とドローンの共同事業に関する協定書を ACSL 名義で締結した。鷺谷氏は、同協定書の作成にあたり、個人的に作成した不正

な ACSL 名義のデジタル印鑑を用いて押印を行い、ACSL 社内において契約承認に必要な承認プロセスは一切経ていなかった。同協定書には、ACSL と D 社がドローンの利活用促進のため、全国整備網の構築に関して検討を進める旨が記載され、活動費用については協議の上決定することとされていたが、支払いに関する具体的な義務規定は設けられていない。なお、同協定に基づく、ACSL から D 社への支払いは確認されていない。

(5) 小括

本件において、鷺谷氏は、自身の借金返済を目的としたいいわゆるバーター取引を行うとの本来的な目的を秘して ACSL 社内に D 社とのコンサルティング契約の締結を諮り、実際に業務提供の見込みのない実体のないコンサルティング契約を締結させたうえで、ACSL から D 社に対して 6600 万円の振り込みを行わせており、かかる行為は、代表取締役としての任務に違反する不正行為である。

さらに、鷺谷氏は、D 社とのコンサルティング契約を解除して D 社の契約上の地位を G 社に移管することを内容とする合意解約書を ACSL 社内の承認を得ることなく締結した。これは ACSL の社内規程に反する不正行為である。

加えて、鷺谷氏は、D 社とドローンの共同事業に関する協定書を ACSL 名義で締結しており、その過程で社内の承認を一切得ていなかった。この行為も、ACSL の社内規程に反する不正行為である。

なお、当委員会は、本調査の一環として、D 社に対し、当該コンサルティング契約の有無等に関する質問状を送付するとともに、c 氏との面談を実施した。その結果、D 社側は、当該コンサルティング契約に基づく実際の役務提供は行っていないものの、契約締結時には役務提供を行うことを想定しており、D 社自身では受託できず第三者に再委託を前提とする業務が含まれていたことから、コンサルティング契約の解約を申し入れたとの、当委員会の認定とは異なる事実関係を主張している。しかしながら、当該コンサルティング契約の委託料は鷺谷氏の D 社からの借入債務の額と一致しており、同契約が鷺谷氏の借入債務をカバーする趣旨であったとの鷺谷氏の供述と整合する。また、当該コンサルティング契約は締結から 5 日後に合意解約され、契約上の地位が G 社に移管されたが、D 社及び G 社いずれからも、ACSL に対する役務提供の事実は確認されていない。以上の事実に照らせば、当該コンサルティング契約締結時点においてそもそも役務提供が予定されていなかったとの当委員会の事実認定を覆す事情は見当たらず、鷺谷氏による行為に関し上記認定を行った。

4 E 社（類型 2）

(1) E 社との業務委託契約の締結について

E 社は、企業や自治体向けのコンサルタント業務を事業目的とする法人である。鷺谷氏によれば、2025 年 1 月頃、ACSL が自治体でドローン業務に関与する過程において、E 社と関わりを有するに至った。

鷺谷氏によれば、それ以前の 2022 年頃から、E 社の i 氏との間で、ドローン事業に関連して個人的に意見交換を行う間柄であった。その後、鷺谷氏個人において資金調達の必要性が生じたことから、i 氏に相談した結果、同社従業員である j 氏が代表取締役を務める N 社から借入れを行うことになった鷺谷氏は、N 社から、2024 年 6 月 18 日に 6000 万円、同年 7 月 5 日に 8000 万円、合計 1 億 4000 万円の貸付を受けた。

鷺谷氏によれば、これらの貸付と時期を同じくして、i 氏からの依頼に基づき、E 社を受託者、ACSL を委託者とする 2 通の業務委託契約書を作成した。これらの契約に関しては、ACSL の社内プロセスを経ておらず、取締役会への報告もなされていない。

また、鷺谷氏によれば、これらの業務委託契約は、当初から業務の履行を予定したのではなく、N 社からの借入金に対する法定利息を超える部分（いわゆる法定外利息）を ACSL から支払うための形式的なスキームとして締結されたものであった。一方、E 社によれば、上記各業務委託契約の締結後、当該契約に基づく役務の提供として、実際に複数の自治体が E 社から ACSL に対し紹介されたとされる。しかし、鷺谷氏によれば、E 社によるこれらの自治体の紹介は、上記各業務委託契約とは無関係のものであった。鷺谷氏によれば、各契約の委託料は、それぞれ約 1100 万円、2200 万円（いずれも消費税込み）であり、委託料は上記各借入れの利息等を考慮して i 氏らとの協議により決定された。

(2) 委託料の請求と鷺谷氏自身による支払い

その後、2024 年 8 月 22 日には、j 氏から鷺谷氏宛に業務委託契約に係る請求書がメールで送付され、さらに、同年 9 月 3 日頃には、i 氏から ACSL 代表電話宛に委託契約に基づく 1000 万円の支払いを求める督促があった。また、2024 年 9 月 19 日には、鷺谷氏宛のメールにおいて、業務委託契約にかかる 2200 万円の支払いを求める督促があった。

もっとも、鷺谷氏によれば、各業務委託契約に係る委託料については、別途個人的な借入れで調達した資金を用いて、2024 年 9 月 4 日に 1100 万円、同年 10 月 1 日に 2200 万円をそれぞれ E 社へ入金し、支払い済みである。なお、ACSL から E 社への支払いは確認されていない。

(3) 小括

本件においては、鷺谷氏が ACSL 社内の承認を経ることなく、E 社との間で業務委託契約を締結していた。かかる行為は、ACSL の社内規程に反する不正行為である。もっとも、鷺谷氏によれば、かかる業務委託契約における委託料は鷺谷氏が支払っており、ACSL から E 社への支払いは確認されていない。

5 R 社（類型 2）

(1) R 社の会社概要

R 社は、鷺谷氏が設立し、設立当初から鷺谷氏が代表取締役を務める会社であり、鷺谷氏以外の役員は存在しない。なお、同氏が R 社を設立していたことは、本件事案に関する一連の調査の過程で初めて明らかになった。ACSL の取締役会規程においては、取締役会決議事項として、「常勤取締役の他会社役職員への就任」が規定されているものの、鷺谷氏は R 社の設立及び R 社代表取締役への就任について、取締役会の審議事項として上程していない。R 社は AI 及び AI 関連技術を活用した製品の開発、製造及び販売や経営コンサルタント業務等を事業目的としている。鷺谷氏によれば、R 社は個人の負債を返済するための資金調達をする会社としてのみ機能しており、実際の業務は未だ行われていない。

(2) ファクタリング契約と関連する顧問業務委託契約

鷺谷氏は、前記第 3 の 1 及び 2 のとおり、本件ファクタリング契約 1 及び同契約 2

を締結するため、ACSL 社内の正式な承認手続を経ることなく、ACSL を委託者、R 社を受託者とする 2024 年 12 月 1 日付けの架空の顧問業務委託契約書を作成している（但し、B 社及び C 社側の押印はない。）。

また、鷺谷氏は、これらのファクタリング契約において利用するため、R 社名義で ACSL を宛先とする架空の顧問業務委託料に関する請求書を 2 通発行している²。

(3) その他の顧問業務委託契約

鷺谷氏は、その他にも ACSL を委託者、R 社を受託者とする 2024 年 12 月 1 日付けの架空の顧問業務委託契約書（第 3 の 1 及び 2 で上述した 2024 年 12 月 1 日付け顧問業務委託契約書とは別個の書面であり、以下「**2024 年 12 月 1 日付け顧問業務委託契約書（捺印版）**」という。）を作成の上、ACSL の代表印及び R 社の代表印を捺印した。当該契約書は ACSL の適切な社内フローを経ることなく作成・締結されたものであり、そのため ACSL においては当該契約の存在自体が認識されていなかった。なお、鷺谷氏によれば、当該契約書に押印された ACSL の代表印は、自らが個人的に作成した不正なデジタル印鑑を用いたものである。

当該契約においては、ACSL が R 社に対し、報酬額として 7200 万円を支払う旨の定めが設けられていた。鷺谷氏によれば、当該契約は、鷺谷氏が R 社名義で借入れによって調達する予定であった資金の返済原資を、ACSL から R 社に移転させるために形式的に作成された架空の契約であった。また、報酬額 7200 万円についても、鷺谷氏が必要とする資金調達額にあわせて設定されたものであるとされている。さらに、鷺谷氏によれば、R 社は実質的な事業活動を行っていない法人であり、本契約に基づく業務の履行実績や成果物も一切存在しない。もっとも、鷺谷氏によれば、結局は R 社による借入れが実現しなかったため、ACSL から R 社への資金移転の必要もなくなり、結果として当該契約書に基づく支払いは行われていない。

(4) R 社を利用したその他の契約

その他にも、鷺谷氏は、R 社において自身の負債返済に充てる資金を調達するため、ACSL を関与させる形で複数の契約スキームを検討していた模様である。しかし、これらのスキームはいずれも契約締結には至らなかったということであり、結果として ACSL から R 社への金銭の流出は生じていない。さらに、鷺谷氏によれば、将来的に R 社から ACSL に対して金銭の支払いを請求する可能性もないとのことである。

(5) 小括

第 3 の 1 及び 2 に記載のとおり、2024 年 12 月 1 日付けの架空の顧問業務委託契約及びこれに基づく架空請求書、本件架空ファクタリング契約 1 及び同契約 2 並びに本件架空コンサルティング契約 1 及び同契約 2 に基づき、ACSL から金銭を流出させた鷺谷氏の一連の行為は、代表取締役としての任務に違反する不正行為である。

また、鷺谷氏は取締役会での審議を経ることなく R 社を設立し、同社の代表取締役に就任したが、かかる行為は ACSL の社内規程に違反する不正行為である。さらに、鷺谷氏は ACSL 社内の承認を経ることなく、ACSL 名義で鷺谷氏が個人的に作成した不正なデジタル印鑑を用いて R 社との間の 2024 年 12 月 1 日付け顧問業務委託契約（捺印版）を締結しており、これも ACSL の社内規程に違反する不正行為である。

² 下記 12 月 1 日付け顧問業務委託契約（捺印版）との関連性はない。

6 O社及びP組合（類型2）

(1) P組合について

P組合は、ACSLが他社と共同で設立した組合であり、ACSLの事業戦略と親和性の高いスタートアップ企業等への投資を目的とするものである。ACSLはP組合の議決権を99%保有しており、当該組合を連結子会社として位置付けている。同組合における投資等の意思決定は、基本的には両組合員から選任された各1名の代表者（ACSL側はx氏）による合意によって行われる。

(2) 鷺谷氏の借入れと関係者との接触経緯

鷺谷氏の説明によれば、同氏は2024年4月頃から1氏と交流を持つようになり、1氏から、出資先のスタートアップ企業が資金的に困窮しているため支援してほしいとの依頼を受けた。これを受け、鷺谷氏は自己保有するACSL株式を担保としてA社から借入れを行ったが、同年8月頃の株価急落（いわゆる「ブラックマンデー」）により追加保証金（追証）が発生した。

かかる事態を受けて、1氏の紹介によりm氏と接触し、同氏からの借入金により、鷺谷氏はA社への返済を行った。m氏からの借入れに際しては、同氏が関与する蓄電池ビジネスへの出資及び自宅の売却を求められていたとされ、実際に2025年2月には当該自宅がm氏の家族に売却されている。なお、鷺谷氏によれば、m氏からの借入債務については、別途の借入れを用いて2024年12月頃までに全額返済しており、自宅の売却代金は元妻への財産分与等に用いられた。

(3) O社との契約経緯と請求書の発行

鷺谷氏によれば、O社はm氏が蓄電池事業を展開するために設立した法人であり、鷺谷氏は、m氏の紹介により同社代表のn氏と知り合い、m氏からO社への出資を求められた。

このような経緯のもと、鷺谷氏は2025年2月頃、P組合とO社との間で、ACSL社内又はP組合内で何らの手続も踏まず、共同事業契約書を締結したと述べている。なお、鷺谷氏によれば、契約の内容が出資を含むものであったことから、契約当事者をACSLではなくP組合としたとの説明がなされている。同月14日には、O社からP組合宛に、同契約に基づく出資金として9900万円の請求書が発行された形跡があるが、同日付けで鷺谷氏がACSL職員h氏に対し、鷺谷氏自身が処理するためアクションは不要である旨のメールを送信していたことが確認されており、当該請求に基づくACSL及びP組合からの支払いは実行されていない。

鷺谷氏によれば、本件契約の締結にあたって必要なACSLの社内及びP組合内プロセスを経ていないことについてm氏に説明を行い、その了解を得たとされており、将来的にO社から当該組合に対して金銭的請求がなされる可能性はないとの見解が示されている。

(4) 小括

ACSLの社内規程においては、P組合における投資契約や1億円以下の出資について、同組合の運営委員会の決議を経た上で、ACSL取締役会への報告を行うことが必要とされている。しかるに、鷺谷氏は、O社との共同事業契約書の締結にあたり、同組合の運営委員会での決議を経ることなく、またACSL取締役会への報告も一切行っていなかった。

以上のとおり、本件契約の締結は、ACSL社内の社内規程に違反する不正行為であ

る。

7 F社・H社

(1) 契約締結の経緯と背景事情

鷺谷氏は、2024年9月頃から、A社からの借入れの返済に窮するなど経済的に厳しい状況に陥ったことから、F社の代表取締役社長（当時）であるd氏との間で金銭消費貸借契約を締結し、借入れと返済を繰り返していた。鷺谷氏とd氏との間で締結された金銭消費貸借契約の一覧は下表のとおりである（下表記載の金銭消費貸借契約を総称して「**d氏との金銭消費貸借契約**」という。）。

2024年9月20日	1000万円
2024年9月30日	2000万円
2024年11月29日	7000万円
2024年12月2日	500万円
2025年1月6日	900万円
2025年1月31日	700万円
2025年3月4日	60万円
合計	1億2160万円

鷺谷氏の説明によれば、d氏は、2024年9月20日及び2024年11月29日の合計8000万円の貸付の原資を第三者からの借入れにより調達することを計画し、その借入れに必要な資金使途の外観を整える目的で、鷺谷氏に対して、ACSLとF社及びH社との間で開発委託契約を締結するよう求めたとされる。d氏が鷺谷氏に対してF社のみならずH社を当事者とする開発委託契約書を作成するよう求めた理由については、本調査によって明らかにならなかった。

F社は、2022年に設立され、先端技術の研究開発や関連製品の製造・販売、再生可能エネルギー分野に関連する事業を主たる目的とする会社であり、当時はd氏が代表取締役を務めていた。一方、H社は、再生可能エネルギー設備を活用した建築物の設計・製造や発電関連事業を主たる目的とする会社であり、o氏が代表取締役を務めている。

鷺谷氏、d氏及びo氏の3名は、2024年9月の面会以降、バッテリーに関する情報交換を行う関係にあり、d氏はo氏が代表取締役を務める別会社であるT社の事業の手伝いを行う関係性にあった。

(2) 開発委託契約書の作成・社内手続の状況

鷺谷氏によれば、鷺谷氏は、d氏の上記要求に従い、ACSLを委託者とし、F社を受託者とする2024年11月21日付けの開発委託契約書（以下「**開発委託契約①**」³という。）及びH社を受託者とする2024年11月21日付けの開発契約書（以下「**開発委託契約②**」という。）をそれぞれ作成した。これらの契約書には、ACSLがドローン用バッテリーの開発を1億円（試作費開発費3000万円、評価費用7000万円）で委託する旨規定されており、成果物については当事者間で別途書面において合意する旨記載されていた。鷺谷氏によれば、これらの契約は、いずれも既存の別の契約書の記載を流用して作成した実体のない契約であり、d氏側もそのことを理解していたか

³ 鷺谷氏によれば、F社を当事者とする開発委託契約書については、当初2024年11月21日付けで作成されたが、その後同年12月7日付けで再度作成されたとのことである。

らこそ、あえて成果物等の契約内容を明確に定めなかった。また、開発費用の金額については、鷺谷氏・d氏とも試作費開発費及び評価費用について明細書や見積書を作成していないことを認めており、成果物との対価性があることにつき、d氏から合理的な説明は得られなかった。

また、鷺谷氏によれば、H社との間の開発委託契約②については、同氏がH社の関係者と一切の協議を行うことなく、d氏の指示に従って契約書を作成したとのことである。

さらに、上記各契約の締結にあたって、鷺谷氏は、ACSLの社内規程上必要な手続を一切履践していなかった。

(3) d氏との金銭消費貸借契約及び開発委託契約①・②に基づく支払い

鷺谷氏は、d氏との金銭消費貸借契約に基づく8000万円の返済及び開発委託契約①・②に基づく委託料の支払いを、下記アないしウに記載する日時及び方法で行った。なお、鷺谷氏によれば、これらの返済及び支払いは、開発委託契約①・②が実体のない契約である以上、実質的に同一の債務に対する二重払いのような構造となっていたが、d氏の強硬な督促に抗することができなかったため、やむを得ず返済と支払いをいずれも行ったとのことである。もっとも、D社、B社、C社とのコンサルティング契約と異なり、上記各開発委託料の支払いは鷺谷氏自身により支出されたため、ACSLから資金は流出していない。この点について、鷺谷氏は、開発委託契約①・②が成果物の納品を前提とする契約であるにもかかわらず、実際には契約に基づく業務の履行実体が存在しなかったことから、コンサルティング契約の場合と異なり、ACSLから委託料を支出させることは困難であると判断した旨を述べている。

ア d氏との金銭消費貸借契約に基づく1億2160万円の返済

鷺谷氏は、第三者からの借入れを原資として、下表のとおり、自身の口座からd氏名義の口座に対し、元金1億2160万円に利息を上乗せした金額を複数回にわたり振り込み、完済した。

2024年11月14日	2000万円
2024年12月4日	300万円
2024年12月15日	200万円
2025年1月9日	2800万円
2025年2月14日	728万円
2025年3月4日	1000万円
2025年3月17日	60万円
2025年3月19日	30万円
2025年3月21日	50万円
2025年4月8日	2200万円
2025年4月8日(2回目)	800万円
2025年5月16日	3806万円

イ 開発委託契約①に基づく委託料の支払い

鷺谷氏は、d氏から、開発委託契約①に基づく着手金の名目で2750万円をF社に支払うように求められたが、その支払いが困難な状況にあった。そこで、2025年2月10日、過去に一部業務を委託するなどACSLと取引関係を有していたI社の代表

取締役である g 氏に連絡をとり、同社による立替払いを依頼した。g 氏は鷺谷氏からの依頼に応じ、振込名義人を「エーシーエスエル」として F 社に対して振込みを行った。鷺谷氏によれば、このような振込名義とされたのは、あたかも ACSL による支払いであるかのような外観を作出する意図があったためである。なお、鷺谷氏が g 氏に依頼した金額は 2750 万円であったが、I 社において全額の支払いが困難であったため、実際の支払額は 2200 万円にとどまったとのことである。

ウ 開発委託契約②に基づく委託料の支払い

鷺谷氏は、d 氏から、開発委託契約②に基づく着手金の名目で H 社に 2750 万円を支払うように求められ、2024 年 12 月 13 日、自身の口座から、H 社に対し、2750 万円を振り込んで支払った。

(4) 開発委託契約①・②の履行状況

上記のとおり、鷺谷氏によれば、各開発委託契約の成果物は、各当事者間で明確に合意されていなかった。開発委託契約①に関しては、d 氏が、2025 年 4 月初旬、当時 ACSL の代表取締役であった鷺谷氏に対し、当該契約に基づく債務の履行として、「リン酸鉄リチウム電池試作報告書」と題する 3 頁の Word ファイル（2025 年 3 月 31 日付け）を交付し、併せて成果物としてバッテリーの原理サンプルを提供しようとし、その対価として中間金 3300 万円の支払いを求めた。これに対し、鷺谷氏が実際に受領したのは Word ファイルのみであった。鷺谷氏によれば、鷺谷氏は開発委託契約①及び開発委託契約②について社内で正式な手続を通して予算化しておらず、ACSL として 3300 万円を支払うことはできないため、バッテリーの原理サンプルを受け取らなかったとのことである。開発委託契約①によれば、同報告書に記載された「提出物」（試作電池及びデータ）の提供の履行期限は 2025 年 6 月 30 日とされていたが、本報告書作成時点において、これらは ACSL に提出されていない。また、開発委託契約②についても、H 社は 2025 年 3 月 31 日までに成果物を提出する義務を負っていたものの、本報告書作成時点で、ACSL に対して何らの成果物も提出されていない。

(5) 小括

鷺谷氏は、自己の借入れの便宜を図ることを目的として、ACSL の社内手続を一切履践することなく、開発委託契約①・②を締結しており、当該行為は ACSL の社内規程に違反する不正行為である。また、これらの契約は、契約内容、締結に至るプロセス、契約後の履行状況に不自然な点が多く、また、1 億円という高額な開発費用について、明細書や見積書が作成されていないことは鷺谷氏・d 氏両者が認めており、d 氏から成果物との対価性について合理的な説明がなされなかったことからしても、実体のない契約である可能性が高い。

また、開発委託契約①について、I 社に対し F 社に対する支払いの一部を立替払いさせた行為についても、ACSL が承認していない契約であることを秘して行われたものであり、鷺谷氏による不正行為である。

第4章 不正行為による金額的影響

本調査において判明した不正行為（類型1）により ACSL に直接発生した金額的影響は、1億5180万円（B社・C社・D社への流出額は、それぞれ3960万円、4620万円、6600万円）である。

なお、上記影響額を修正するかどうかの判断、修正を行った場合の税務計算、減損、税効果会計等の連結財務諸表又は個別財務諸表への影響の検討は、ACSLにて行われるものであり、当委員会はその判断又は検討を行う立場にないことを付言する。

第5章 原因分析

第1 代表取締役求められるコンプライアンス意識・資質の欠如

鷺谷氏は、自身の離婚に伴う多額の財産分与や担保割れによる追加保証金の発生等により、急激かつ継続的な資金需要を抱えていた。こうした個人的事情を背景に、実体のない契約書を多数作成・締結することで、自己の債務返済に企業資金を充てるための形式を整えた上、その一部については、社内関係者に対して虚偽の説明を行い、実在する取引であるかのように装って会社からの資金流出を実行した。これら一連の行為は、会社を私物化するものとして上場企業の経営者にあるまじき行為であり、代表取締役の法的責任や役割に関する自覚を著しく欠いた行為である。

また、不正が認定された各種契約については、当代表取締役であった鷺谷氏が単独で関与先を選定していた。これらの契約の多くは、自ら契約書の作成や個人的に作成した不正な ACSL 名義のデジタル印鑑を用いることで、社内決裁を経ることなく締結されており、内容も架空又は名目的であった。さらに、形式的には社内承認を経て締結されたものも一部存在したが、その際鷺谷氏は虚偽の説明により自治体案件であることや予算執行上の都合を強調して社内関係者を信じ込ませることで、結果として関係部門による実質的な審査や牽制を妨げ、不透明な契約内容の履行を進めた。これらの一連の行為は、代表取締役自身による内部統制システムの意図的な無効化に他ならず、資質を欠いた人物が経営の中核に位置づけられた場合、その者による不正の予防が制度的に著しく困難となる実態を浮き彫りにしている。

このような企業統治上の資質を欠く人物が取締役として選任・再任されていた背景には、選任プロセスにおける企業統治上の適格性の評価の枠組みが不十分であったことが挙げられる。ACSL では、従前、取締役の選任にあたって、取締役会が候補者案を取りまとめ、監査等委員会の同意を得るというプロセスがとられており、一定の審議は行われていたものの、当該審議の中で、候補者の企業統治上の資質（例えば、企業倫理への感度、コンプライアンス意識、財務的健全性、組織マネジメント能力等）に着目し、体系的に評価する枠組みは構築されていなかった。

第2 代表取締役による業務執行のブラックボックス化と社内牽制の形骸化

ACSL では、特に地方自治体に対する案件については、鷺谷氏が主導していたことから、社内で案件の実在性や進捗状況を客観的に検証し、牽制する体制が存在していなかった。ACSL のように人員規模の限られた成長企業では、代表取締役に意思決定権限が集中しやすい構造があり、そのことが結果として鷺谷氏の判断を追認しやすい環境を生んだ面もあった。実際、本件の不正行為が行われた当時、地方自治体に対する案件に関する意思決定権限は、唯一の代表取締役である鷺谷氏に一元的に集中していた。

実際に ACSL から資金が流出した取引は、いずれも鷺谷氏が単独で主導して締結した B 社、C 社、D 社との各取引である。これらの事案において鷺谷氏は、自ら関与先を選定し、「自治体の首長のお抱え企業」「自治体のお抱え企業」「(D 社の) 会長が首長と知り合いらしい」など、首長の関係先企業であるかのようなもっともらしい説明を社内に対して行い、契約締結や多額の前払いの正当化を図っていた。

しかし、いずれの案件においても、社内決裁の時点において、関与先の属性を証する資料は提出されておらず、また、鷺谷氏が「国から自治体に補助金が交付され、補助金を原資に自治体から ACSL に発注がなされる」といった説明を行っていたに

もかかわらず、それに対応する発注の事実を裏付ける契約書や発注書（自治体から ACSL に対する発注関係書類）は存在せず、補助金交付の決定やその手続の進捗状況についても客観的な資料に基づく確認はなされていなかった。結果として、契約締結・支払いの段階に至るまで、契約内容や業務履行の実態について社内で実質的な検証が行われることはなく、当時の CFO を含む関係部門も、鷺谷氏から自治体案件としての緊急性や予算執行上の制約といったもっともらしい説明を受けていたため、上記を十分に検証する手立てと時間的余裕がないまま鷺谷氏の判断を追認せざるを得なかった。

本件に関与した複数の取引先（C 社、B 社、D 社、E 社等）は、いずれも鷺谷氏個人の借入先又はその関係者が経営する企業であり、実質的には業者との癒着的関係を背景とする私的取引が繰り返されていた。実際、E 社との間の業務委託契約に係る不正行為においては、請求書の送付や代表電話宛の委託料の督促があったにもかかわらず、鷺谷氏による業務執行がブラックボックス化していたことから、契約内容や業務実態の確認が十分に行われず、不正の発覚には至らなかった。

このように、取引先の選定や契約交渉の過程が鷺谷氏個人の裁量に委ねられ、取引先との癒着関係のもとで、社内の他の役職員の関与を受けないまま取引が進行していた状況は、鷺谷氏による業務執行が著しくブラックボックス化していたことを示している。

また、こうした取引に際しては、契約条件の妥当性の検証が社内決裁プロセスに組み込まれておらず、また、相見積りの取得が実践されていない状況にあり、調達統制の基本的な手続による社内牽制機能が制度面・運用面の双方において十分に構築されていなかったことが明らかとなった。

第3 契約締結・支出プロセスにおけるガバナンス体制の脆弱性

本件では、当時代表取締役であった鷺谷氏が単独で進めた不透明な契約に基づき、実質的な業務履行を伴わないにもかかわらず、多額の資金が ACSL から外部に支出されていた。これらの支出は、形式上は社内の決裁ルートや契約手続を経て行われており、社内承認を得た上で実行されていた。このことは、ACSL の社内決裁制度が、代表取締役による不正な資金流出を制度的に防止できない構造にあったことを示している。

この背景には、とりわけ新規性・例外性の高い取引、すなわち代表取締役自らが新規取引先を選定・交渉する契約や、多額の前払いを伴う契約について、その内容やリスクを実質的に審査・牽制する制度が整備されていなかったという構造的な問題がある。例えば、B 社、C 社、D 社との各契約は、いずれも代表取締役による説明のみに基づき正当性が認識されており、契約内容の妥当性、履行可能性、取引先の信用評価など、基本的な審査事項について関係部門による実質的な検討は行われなかった。

また、社内ワークフローシステム上、「前払い」か「後払い」かを選択する形式となっており、前払いを選択した場合には、一定金額以上の取引においては CFO の決裁が必要とはされていた。しかし、B 社、C 社及び D 社に対する前払いに際しては、前払いの必要性・合理性や契約不履行リスクの観点からの追加的審査は実施されず、鷺谷氏からの虚偽の説明に基づく決裁にとどまっていた。その結果、鷺谷氏が「自治体予算の執行上、3 月末までに支払いが必要」などと曖昧かつ事実関係の検証を要する説明を行った際も、社内における検証や異議提起はなされず、不透明な契約が追認される結果となった。

さらに、当時の取締役会の付議基準は、ACSLの事業・売上規模や不正防止の観点からして過大であったことも看過できない。具体的には、契約金額が1億円未満である限り、代表取締役の専決事項として処理可能な制度設計となっていたため、数千万円規模の支出であっても取締役会による審議や牽制を経ることなく実行可能な状態にあった。このような付議基準の設定は、経営レベルでのリスクの把握や統制の機会を制度的に欠如させる結果を招き、本件のような不透明な取引が取締役会の関与なく遂行される土壌を形成していた。

加えて、B社、C社及びD社との契約については、契約締結手続が完了していないにもかかわらず支払いが実行されていた事実が確認されている。これらの例は、契約の正式な成立前に購買申請や決裁・支出が進行した事案であり、本来契約の成立を前提とすべき業務プロセスにおいて、運用上の確認が十分に徹底されていなかったことを示している。

さらに、新規取引先に関する信用調査は、反社会的勢力との関係性に関するスクリーニングにとどまり、新規取引先のその他の属性（会社規模・組織、経営陣の履歴・評判、財務健全性、市場・業界ポジション、業務遂行能力等）、紹介者やプロジェクトとの関係性、契約交渉の経緯等の取引相手や取引内容に関する具体的な情報は共有されていなかった。その結果、鷺谷氏の私的な人脈や借入関係に基づく取引先が、契約当事者として選定され得る環境が放置されていた。

なお、B社、C社及びD社に関するワークフローの申請者は、取引先に関する情報が限定的であったことや鷺谷氏の説明が不明瞭であったことから、違和感抱く場面もあったと述べているが、社内の決裁ルートに照らして自らに異議を唱える権限がないとの認識、通報・相談に踏み切る心理的ハードル、さらには内部通報制度がハラスメント対応を主な対象とする制度であるとの誤解などにより、具体的な行動には至らなかった旨の証言も確認されている。このことは、現場で初期的なリスク感知があったとしても、それを拾い上げる制度的仕組みが整備されておらず、また十分に機能していなかったことを示している。

第6章 再発防止策の提言

第1 代表取締役の資質評価と選任プロセスの公正性の担保

本件では、代表取締役が自身の資金需要を背景として、実体のない取引を進め、社内決裁を形式的に通過させることで、多額の資金を社外に流出させた。これは、単なる制度運用上の不備にとどまらず、経営トップの企業統治資質及びコンプライアンス意識の欠如に起因するものであり、内部統制システムが意図的に無効化された状態にあったと評価される。

このような事態の再発を防止するためには、代表取締役を含む経営陣の選任・評価プロセスを見直し、その資質を客観的かつ実質的に検証できる制度の整備が不可欠である。具体的には、まず、指名報酬委員会を設置し、代表取締役及び取締役候補者の選任・報酬に関する審議を社外取締役からの視点も踏まえて客観的に行う体制を構築することを検討すべきである。そのうえで、候補者の適格性を評価するにあたっては、人格や見識、企業統治上の資質（企業倫理への感度、コンプライアンス意識、財務的健全性、利害関係からの独立性、組織マネジメント能力等）の観点から総合的に判断するための評価基準をあらかじめ明文化し、これを客観的かつ体系的に運用することで、選任の恣意性を排除する枠組みを導入すべきである。

第2 代表取締役による業務執行の透明性確保

本件では、代表取締役が新規営業案件を単独で主導し、取引先の選定・交渉・契約締結までを自らの裁量で進めた結果、業務執行プロセスが社内から見えない状態に陥り、実体のない取引に基づく資金流出が繰り返された。このような業務執行のブラックボックス化を防止するためには、代表取締役による業務執行に対して従来よりも厳格な監視を行い、業務の透明性を制度的に担保する必要がある。

具体的には、代表取締役を複数名として相互牽制する体制を維持するとともに、契約締結や支払指示といった重要な業務執行については、関係部門による確認を必須としたうえで、代表取締役間での合議による決裁を経る制度の導入を検討すべきである。また、新規取引先や前払契約等の例外的な取引においては、社内決裁プロセスにおいて、関係部門との事前協議や実質的な業務内容の説明を義務付けるなど、業務執行過程における情報共有と多面的な検証の仕組みを強化すべきである。また、業者との癒着防止については、新規取引先の審査手続の厳格化、起用後の業者監査の実施、取引時の相見積りの取得の義務化などの対応策が考えられる。

第3 契約締結・支出プロセスにおけるガバナンス体制の強化

本件では、代表取締役が主導した数千万円規模の取引が、社内決裁や契約手続を形式的に通過したのみで、実質的な検証や牽制を受けることなく実行されていた。このような企業統治の空洞化を防ぐためには、取締役会の関与範囲を見直し、意思決定プロセスに対する牽制機能を制度的に強化する必要がある。

具体的には、従来1億円とされていた取締役会付議の金額基準について、事業規模や取引の性質を踏まえた適正な水準に引き下げ、数千万円規模の契約であっても、取締役会の審議を要するよう基準を見直すべきである。あわせて、一定金額以上の前払金を伴う契約、新規性や例外性の高い契約、代表取締役が個人的関係を有する先との契約等については、リスクの高い類型契約として位置づけ、原則として取締

役会の事前承認を要するものとすべきである。

また、B社、C社及びD社との契約については、契約締結手続が完了していないにもかかわらず支払いが実行されたことが確認されている。これらの事案は、購買申請・決裁・支出の各プロセスにおいて、本来確認されるべき契約の成立状況が十分に検証されないまま処理が進行したものであり、業務運用上の確認体制が機能していなかったことを示している。したがって、今後は、契約が有効に成立していること（相手方の署名を含む）を、支出の段階でも明確に確認する体制を構築し、その運用を関係部門において徹底すべきである。

加えて、契約内容の適正性やリスクについての実質審査を制度化することも不可欠である。これまでの取引先審査が反社会的勢力との関係性を確認するものであったのに対し、今後はこれに加え契約交渉の経緯、取引先と紹介者との関係性、取引先の業務遂行能力、対価の妥当性等を含めた取引相手や取引内容の具体的情報の把握を部門横断的に行い、取引先のビジネスパートナーとしての適格性を実質的に評価する体制を整備する必要がある。

さらに、本件では、ワークフロー申請者が取引先に関する情報の不足や鷺谷氏の不明瞭な説明に対して違和感を抱いていたにもかかわらず、異議を唱える権限がないとの思い込みや、内部通報制度の利用上の誤解等から行動に移せなかった事例が確認されている。こうした初期的なリスク感知を組織として拾い上げるため、内部通報制度が不正取引にも活用可能であることを周知徹底するとともに、現場担当者との対話の機会を制度化し、違和感を共有しやすい環境づくりに取り組むべきである。

以上